

# 島根県水産振興審議会 次第

## (令和元年度第1回)

日時：令和元年9月6日(金) 13:30～

場所：島根県民会館 303会議室

### 1. 開 会

### 2. 農林水産部長あいさつ

### 3. 議 事

(1) 会長選任について

(2) 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況と今後の方針について

(3) 島根創生計画（素案）について

(4) 浜田漁港 水産流通基盤整備事業について（報告）

(5) その他

### 4. 閉会

# 島根県水産振興審議会出席者名簿

## ◇ 水産振興審議会委員

分野	役職等	氏名		備考
市町村の長	海士町長	おおいえ かずひこ 大江 和彦	新	
漁業団体役職員	漁業協同組合JFしまね専務理事	なかお ゆきお 中尾 由岐夫	再	欠席
	宍道湖漁業協同組合代表理事組合長	かどわかき みきお 門脇 幹男	再	
青年女性組織代表	島根県漁協女性部連合会副会長	はやし ちえこ 林 千枝子	再	
生産者代表	有限会社事代丸代表取締役	まきの はじめ 牧野 一	新	
	(有)小川漁業代表取締役	おがわ わたる 小川 渉	再	
	河野乾魚店経営者	こうの むつこ 河野 睦子	新	
学識経験者	島根大学生物資源科学部講師	やすなが のぶよし 保永 展利	再	
	山陰中央新報社経営企画局秘書室長	おかだ もとえ 岡田 素衣	新	
その他知事が適当と認める者	生活協同組合しまね組合員理事	そのやま ふみ 園山 富美	再	
	雪舟保育所栄養士	はだち なおみ 波田地 直美	再	
	浜田市立三隅小学校栄養教諭	かとう ようこ 加藤 陽子	再	
公募	主婦	ささき ふじこ 佐々木 富士子	新	

12名

## ◇ 島根県

所属	所属及び職名	氏名	備考
農林水産部	部長	鈴木 大造	
	次長(水産)	三浦 順	
水産課	課長	太田 耕平	
	水産しまね振興室 室長	横田 幸男	
	水産しまね振興室 調整監	爲石 起司	
	水産しまね振興室 水産業普及専門幹	堀 玲子	
	漁場環境・内水面グループ グループリーダー	曾田 一志	
漁港漁場整備課	課長	安木 茂	
	計画グループ グループリーダー	安田 淳	
しまねブランド推進課	農林水産品グループ グループリーダー	佐藤 摂子	
農林水産総務課	政策推進スタッフ 管理監	中尾 幸義	事務局
	政策推進スタッフ 企画幹	仲村 克広	

12名

合計

24名

## ○島根県水産振興審議会規則

平成14年3月26日  
島根県規則第11号

島根県水産振興審議会規則をここに公布する。

## 島根県水産振興審議会規則

## (趣旨)

第1条 島根県水産振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関しては、島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

## (組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、市町村の長又はその職員、漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他漁業団体の役職員、漁村の青年女性組織の代表者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、審議会が推薦した者について、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置き、県職員のうちから知事が命じる。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況と 今後の方針について

- 1 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況について
- 2 農林水産分野で設定する大きな目標

## 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況について

### 1. 概要

- (1) 計画期間：概ね10年後を見据え平成20年3月策定
- (2) 具体的取組（プロジェクト）を「戦略プラン（第1期～第3期）」としてとりまとめ、県・市町村・JA等の関係者が一体となって取組みを展開

### 2. 進捗状況と評価

プロジェクト名	成果指標	単位	H30			H31	評価等	
			目標	実績	達成率	目標		
売れる米づくりに向けた島根米のレベルアップ推進	契約的取引率	%	85	91	107%	92	・本県農業は米づくりを主体とし、米以外の作物への移行が不十分なため、米消費の減少や米価の下落が農業産出額の減少に直結し、現在の農業産出額はピーク時の6割弱となっている。 ・収益性の高い水田園芸を進めつつ、可能な限りの生産コストの削減等を図りながら、県農業の基礎をなす品目として生産が持続可能な姿に転換していくことが必要	
	複数年契約率	%	20	10	50%	30		
	つや姫の作付面積	ha	2,355	1,216	52%	2,355		
「儲ける産地」の育成による園芸の再生	園芸に取り組む新規就農者数	人/年	160	149	93%	200	・収益性の高い農業を拡大するため水田園芸の推進が本格化しつつあり、更に取組を加速する必要。 ・新規就農者を確保する観点から、初期投資を軽減するリースハウス方式を更に拡大していく必要。	
	産地を支える中心的経営体育成数	経営体	3	3	100%	5		
	主要園芸品目における契約的取引の割合	%	28.0	24.8	89%	30.0		
和牛・酪農産地再興に向けた「人・牛・肉・餌づくり」	和牛子牛生産頭数	頭	6,911	7,167	104%	7,000	・中核農家の規模拡大や和牛農家、酪農家、集落営農組織等が連携した和牛生産の仕組みづくりに取り組み、和牛子牛の生産が増大。 ・子牛価格や肥育出荷成績を主産地レベルまで向上させ、魅力ある経営環境と整えることで新規就農者の安定的な確保につなげる必要。	
	うち乳用牛の受精卵移植による和牛子牛生産	頭	680	426	63%	760		
	放牧頭数	頭	3,930	3,834	98%	4,000		
	飼料作付面積	ha	3,660	3,240	89%	3,700		
水田フル活用に向けた耕畜連携推進	飼料用米作付面積(需要量)	ha	1,180	979	83%	1,200	・飼料用米・WCS用稲、麦、大豆等の戦略作物の作付拡大への取組みが一定程度定着。	
	WCS用稲作付面積	t	7,600	5,116	67%	7,800		
農業・農村戦略プラン	有機農業拡大	有機農業の取組面積	ha	378	381	101%	384	・全国で初めて県立農林大学校に専攻課程を設置するなど有機農業を推進し、有機JAS認定ほ場の割合(耕地面積比)は全国2位(平成29年までは全国1位)だが、取組面積は近年伸び悩んでいる。 ・一方、有機農産物の国内需要は着実に広がっており、本県農産物のブランディングの柱として、より一層の振興を図る必要。
		有機農業に取り組む集落営農組織数	組織	29	32	110%	31	
		有機農業による新規就農者数(H24からの累計)	人	32	37	116%	37	
効率的かつ安定的な経営発展を目指す中核的担い手の育成・確保	農業法人数(集落営農法人以外)	法人	208	235	113%	214	・規模拡大や経営多角化に伴い、個別経営体の法人化が進展。 ・担い手への農地集積は、市町村ごとに取組にばらつきがあり、集積目標面積との開きが大きいことから、所有者不明農地対策も併せて取組みを進める必要。	
		農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積	ha	1,560	855	55%		1,560
新規就農者の確保・育成	新規就農者数	人/年	180	176	98%	180	・就農前相談から就農後のフォローアップまで充実かつきめ細かな支援により新規就業者を毎年安定的に確保してきているが、県内農業生産を維持するには十分とは言えず、中核的な農業経営体へと発展しうる自営就農者の確保・育成を強化する必要。	
		農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積	ha	1,560	855	55%		1,560
中山間地域の集落維持に必要な仕組みづくり	農業法人数(集落営農法人数)	法人	267	247	93%	286	・人材確保や長期的投資等の組織の継続・発展性にメリットのある集落営農の法人化は全体の4割まで進展してきたが、法人化への合意形成に時間を要している。 ・中山間直払集落協定・多面的機能支払取組は、高齢化等が要因となり協定面積は横ばいの傾向。 ・約1100の担い手不在集落においては、中山間直払協定締結集落や多面的機能支払の話し合いから組織化につなげていく必要。 ・規模の小さい一集落営農組織では難しい大型機械の導入等に取り組めるよう複数の集落営農組織の連携に、更に取り組む必要。	
		地域貢献型集落営農組織数	組織	308	306	99%		323
		多面的機能支払取組面積	ha	23,400	22,651	97%		23,800
		「中山間直接支払」協定面積	ha	13,300	12,986	98%		13,300
		広域連携組織数	組織	10	15	150%		12
国営開発地及び干拓農地の有効利用	【中海干拓地】農地売渡・貸付面積(対象農地331ha)	ha	322	321	99%	325	・農地中間管理機構等を活用し、農業法人や企業等の新規参入促進、担い手への農地集積を進めてきており、国営開発地と中海干拓地の有効利用が図られている。	
		【国営開発地】農地活用面積(全農地812ha)	ha	772	736	95%		780
		農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積	ha	31.0	34.1	110%		42

プロジェクト名	成果指標		H30			H31	評価等	
			目標	実績	達成率	目標		
森林・林業戦略プラン	需要に応える原木増産	原木生産量	万㎡	60	63	105%	64	<ul style="list-style-type: none"> <li>主伐による原木生産を積極的に進め、原木生産量が直近6年で約2倍に伸長し、全国トップレベルの伸び。</li> <li>バイオマス発電所、製材工場、合板工場の整備を推進し、県産原木の需要も増加。</li> <li>一方で木材価格の低迷により森林経営の収支モデルは赤字であり、改善のための低コスト化が必要。</li> <li>林業労働力確保支援センターと連携し、就業希望者と事業体のマッチングにより、新規就業者を毎年安定的に確保しながら総数を着実に増やし、平均年齢46歳と若返りも進展。</li> <li>「島根林業魅力向上プログラム制度」や「しまね林業士資格制度」を活用し、各林業事業体が自発的に労働条件の改善、経営方針の明確化、職場の魅力向上などに取り組んでいるが、賃金水準、就労環境についての改善が必要。</li> </ul>
		島根県産原木の自給率	%	42.5	41.7	98%	44.0	
		林業就業者数	人	971	953	98%	1,000	
		新規林業就業者数	人/年	280	342	122%	350	
	木材製品の品質向上・出荷拡大	高品質・高付加価値製品の出荷量	㎡	26,400	26,600	101%	28,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で生産、製材、加工された木材製品を「しまねの木」として認証し、県内の製材工場や関係団体の連合体により木材製品の県外販売の促進に取り組んでいるところ。</li> </ul>
		【再掲】島根県産原木の自給率	%	42.5	41.7	98%	44.0	
	低コスト再造林推進	苗木生産量	万本	154	76	49%	170	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材価格が低迷する中、伐採時の売上げから再造林に係る経費を負担できない場合があり、低コスト化が必要。</li> <li>伐採に利用した機械を使用して無駄のない植林作業を行う「一貫作業」の取り組みや、高性能林業機械が活用できるような林業専用道や作業道の集中的な整備が必要。</li> </ul>
		島根県産苗木の自給	%	93	77	83%	96	
		再造林における低コスト化の割合	%	45	54	120%	50	
		【再掲】林業就業者数	人	971	953	98%	1,000	
	【再掲】新規林業就業者数	人/年	280	342	122%	350		
水産戦略プラン	基幹漁業の構造改革	基幹漁業の年間生産額	億円	139.6	133.4	96%	141	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖合底びき網漁業において、リシップ(漁船の大規模修繕)時に設置した冷海水装置を活用する高鮮度商品「沖獲れ一番」など、漁獲物の高鮮度化による新たなブランド化が進展。</li> <li>国の漁船リース事業を活用した高性能漁船の導入により、基幹漁業の構造改革が進みつつあるが、経営体質強化のためには、収益力の向上が必要。</li> <li>基幹漁業の就業者は毎年一定数を確保しており、比較的若い。</li> </ul>
		新規漁業就業者数	人	120	143	119%	150	
	沿岸漁業活性化	年間水揚金額300万円以上の自営漁業者数	人	246	248	101%	250	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸漁業において、定置網ブランド「しまね定置もん」をはじめ、漁獲物の鮮度保持を行い、水産物の付加価値が向上。</li> <li>収入と技術習得を両立する研修制度を創設し、沿岸漁業における新規自営漁業者を育成を図っているが、就業者は減少し、高齢化も進んでいる。</li> </ul>
		【再掲】新規漁業就業者数	人	120	143	119%	150	
	宍道湖・中海の水産資源維持・再生	シジミ生産額	億円	28.5	23.6	83%	30.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>シジミの生産量は、平成26年から5年連続全国1位を堅持しているが、資源量を急減させないよう、科学的根拠に基づいた漁獲管理のしくみを構築中。</li> </ul>
分野連携・共通戦略プラン	食の安全・安心推進	美味しまね認証品目数(累計)	品目	240	218	91%	300	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国に先駆けて県版GAP認証制度「美味しまね認証」を創設し、GAPの取組が進展したが、消費者や実需者への認知度はまだ低い。</li> <li>認証件数(品目数)は順調に伸びているが、流通業界が求めるGAPレベルも上昇しており、新たに創設した上位認証「美味しまねゴールド」へのステップアップ、PRの強化等、その対応が急務。</li> </ul>
		美味しまね認証取得経営体数(累計)	経営体	370	415	112%	470	
	地産地消推進	県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合	%	27.8	23.4	84%	30.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産品を優先的に購入する意識の強い県民の割合は、概ね20%程度に留まっている。</li> <li>消費者が、県産品であることがわかるとともに、モノの良さや付加価値を実感できる取り組みが必要。</li> </ul>
		地産地消推進店の認証	店舗	45	43	96%	50	
		学校給食における県内食材の活用割合	%	61.8	54.3	88%	63.0	
	6次産業の取り組み拡大	産直・直売所等の販売額	百万円	3,720	3,337	90%	3,754	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な6次産業化を支援しているが、生産現場に対して産地の再生・発展に6次産業化の視点の必要性が浸透できておらず、現状では事業者や食品加工業者の経営改善に留まる事例が多い。今後は農業者や産地が主体となった6次産業化を進めていくことが必要。</li> </ul>
		6次産業化・地産地消法総合事業化計画認定数	件	25	16	64%	30	
		多様な事業者が連携した6次産業化に取り組む事業者数	件	121	84	69%	155	
		多様な事業者が連携した6次化の取組による新規雇用量	人	164	203	124%	185	
	地域ぐるみの鳥獣被害対策推進	鳥獣被害対策指導者研修の受講者数(延べ人数)	人	50	56	112%	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の設置や加害鳥獣の捕殺、環境改善などの集落ぐるみでの野生鳥獣被害対策の取組は増えてきたが、全体の被害低減にまではつなげられていない。</li> <li>狩猟の担い手の確保、ジビエ利用拡大が必要。</li> </ul>
地域ぐるみの鳥獣対策への取組み数		箇所	38	40	105%	41		

## 農林水産分野で設定する大きな目標

### (1) 農業

農業産出額 730 億円（平成 28 年から 100 億円増）を目指す。

### (2) 林業

現在の目標（原木生産量 80 万 $\text{m}^3$ ）の達成時期を 10 年前倒しし、2023 年に 70 万 $\text{m}^3$ 、2030 年に 80 万 $\text{m}^3$ を目指す。

### (3) 水産業

10 年後に、企業的漁業経営体の産出額 200 億円（20 億円増）、沿岸自営漁業の産出額 26 億円の維持を目指す。

### (4) 農山漁村

（目標について現在検討中）



令和元年8月26日  
地方創生・行財政改革  
調査特別委員会資料  
政策企画監室

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

# 島根創生計画

〔素案〕

島 根 県

はじめに

## 1 島根を取り巻く情勢

---

### (人口)

島根県は、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。

このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じます。また、そうした状況がさらなる人口流出に繋がりがねません。

これからも島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐために、人口減少に歯止めをかける必要があります。

### (経済)

日本経済は、都市部を中心として長期にわたる回復基調が続いており、国内総生産は過去最大規模に達しています。

島根県では、リーマンショック以降、県内総生産は持ち直しの動きが持続しています。このような状況の中で、有効求人倍率が全国を上回る水準で高止まりしており、県内企業等では人手不足が深刻な課題となっています。

若者にとって魅力のある雇用の場を確保していくには、生産性の向上や競争力の強化などにより県内産業の振興を図る必要があります。

### (生活)

人々が安心して暮らすためには、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが不可欠です。

しかし、人口減少が続く島根においては、利用者の減少や施設の老朽化などにより、そうした生活基盤の維持すら危うくなっています。

子どもから高齢者まで、県民の誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられるような生活環境を確保する必要があります。

### (新しい時代の潮流)

グローバル経済の下では、人やモノ、資本が国境を越えて移動し、地球的な規模での連鎖が生じます。島根にあっても例外ではなく、グローバル化を販路や観光における海外展開のチャンスと捉える視点や、持続可能な開発目標「SDGs」(\*1)の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）の共有も求められています。

また、Society 5.0(\*2)と呼ばれる次の時代に向けた社会情勢や技術動向を踏まえて、新しい技術を活用した効率的な生産や利便性の高い生活の実現を図る必要があります。

---

\*1 Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。

\*2 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会（「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定））。

## 2 島根が目指す将来像

---

オール島根で島根創生を進めるうえでの理想を共有するため、概ね10年後の島根の目指す将来像を次のように描きます。

---

### 人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

---

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

この将来像は、次のような姿を思い描いたものです。

#### 人口減少に打ち勝ち、

当面の間、人口減少は続くものの、産業の活性化により所得が向上し、魅力的な仕事が増えることで、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者が増える。

また、働きやすく子育てしやすい環境により、若者たちが結婚しよう、子どもを育てようという希望を持ちやすくなり、またその希望をかなえることができる。

そうして、若者と子どもが増えることで、人口減少に歯止めがかかり、まちには活気があふれている。

#### 笑顔で暮らせる島根

中山間地域・離島においても必要な産業や生活機能が維持されており、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた場所で住み続けることができる。

また、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが確保されており、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる環境がある。

そうして、誰もが、島根に生まれてよかった、島根に住んでよかった、と思いながら、笑顔で暮らしている。

この将来像を実現するために、次の3つの柱で政策・施策を構築し、島根創生を進めていきます。

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

第2編 生活を支えるサービスの充実

第3編 安全安心な県土づくり

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の性格

本計画は、島根県が目指すべき将来の姿を明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画となるものです。

本計画では、概ね10年後を見据えながら、今後5か年（2020年度～2024年度）の目標や施策の基本的方向を示しています。

また、「第1編 人口減少に打ち勝つためのための総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく島根県の「まち・ひと・しごと総合戦略」として位置づけられるものです。

#### (2) 計画の構成

島根が目指す将来像

### 人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標

#### 第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

Ⅰ 活力ある産業をつくる



Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる



Ⅲ 地域を守り、のばす



Ⅳ 島根を創る人をふやす



#### 第2編 生活を支えるサービスの充実

Ⅴ 健やかな暮らしを支える



Ⅵ 心豊かな社会をつくる



#### 第3編 安全安心な県土づくり

Ⅶ 暮らしの基盤を支える



Ⅷ 安全安心な暮らしを守る



## 4 計画推進のための手法

---

### (1) 現場主義と県民目線

現場に出向き、県民の皆様の声をしっかり聞いて、課題を抽象的ではなく具体的に把握し、その課題を、縦割りでなく、県民目線で解決する施策を立案し、実行します。

### (2) 連携と協働

住民の暮らしを守り、地域の振興に全力を尽くすという同じ立場にある市町村とも互いに協力し、連携をとって取組を進めていきます。

さらに、関係団体や県民の皆様、企業・NPO等とも幅広く協働し、総力を結集して、オール島根で様々な政策を進めます。また近県などとも、必要な連携を行っていきます。

### (3) 組織の運営

様々な行政課題に的確に対応できる、最適な組織・人員配置となるよう、適時適切に見直しを行います。

そして、多くの部局にまたがる重要な課題に対しては、関係部局によるプロジェクトを立ち上げることなどにより、部局間の連携が強化できる組織運営を行います。

また、島根県庁における働き方改革の取組を進め、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進及び公務能率の向上並びに人材の確保を図るとともに、職員一人ひとりが、常に成長し、最大限の力を発揮できるよう、人材育成の取組を進めます。

### (4) 財政の運営

計画を進めるための財源を捻出するために、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、県有財産の売却などによる財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化を進め、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組んでいきます。

### (5) 進捗の管理

事業効果を測る目安として客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定し、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施します。評価結果は、県議会や外部有識者による会議で報告し、意見等を改善に活かします。

第1編（総合戦略）の施策は、別に『総合戦略アクションプラン』を策定し、毎年度柔軟に改善を図りながら推進します。

### (6) 新たな視点

全国や世界の潮流を注視しながら、SDGsの理念を共有し、第5世代移動通信システム（5G）などSociety5.0の実現に向けた新技術の活用等について適宜対応していきます。

## 5 計画の体系

将来像	分野	基本目標	政策	施策	
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根	第1編 人口減少に打ち勝ち ための総合戦略	I 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興	
			2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進	
			3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成	
		II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援	
		III 地域を守り、のばす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立	
			2 地域の強みを活かした圏域の発展	(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用	
			3 地域の経済的自立の促進	(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出	
			4 地域振興を支えるインフラの整備	(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進	
		IV 島根を創る人をふやす	1 島根を愛する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり	
			2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・Iターンの促進 (4) 関係人口の拡大	
			3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	
		第2編 生活を支えるサービスの充実	V 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実
	2 地域共生社会の実現			(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活援護の確保	
	VI 心豊かな社会をつくる		1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進	
			2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興	
			3 人権の尊重と相互理解の促進	(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進	
			4 自然、文化・歴史の保全と活用	(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用	
	第3編 安全安心な県土づくり		VII 暮らしの基盤を支える	1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用
				2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用
		VIII 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進	(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化	
			2 安全な日常生活の確保	(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進	

- ・水田を活用した園芸の拡大（拡充）
- ・新規就業者の安定的な確保に向けた農林大学校の機能強化（拡充）

## 1 魅力ある農林水産業づくり

### (1) 農業の振興

水田園芸をはじめとする農業の生産性・収益性の向上や、地域の特性を活かした特色ある生産を推進し、意欲のある担い手が農業に取り組みやすい環境を整えます。

#### 【現状と課題】

島根県の農業産出額は、1,039億円を記録した昭和59年をピークに減少に転じ、近年はピーク時の6割前後で推移しています。同じ期間に全国の農業産出額の減少が約2割に留まっていることを考慮しても、農業生産の縮小傾向が顕著です。

これまでの島根県の農業は、気象や土壌等の条件が適していることもあって長年コメづくりを主体としてきましたが、コメの消費減少や価格低迷が続く中で、農業全体の活力が低下し、新たな担い手も十分に確保できないという状況が続いてきました。

このような停滞を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するため、農業者をはじめ地域が一体となって、意欲ある担い手が創意工夫を凝らし発展性のある農業経営を展開できるような環境を整えることが重要です。

#### 【取組の方向】

##### ① 収益性の高い農業への転換

水田園芸の取組を県全体で強力で推進します。

県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高めるとともに、「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、水田以外での作物や畜産の既存産地の再生・拡大を図ります。

##### ② 島根の強みを活かした特色ある生産と販売の促進

美味しまね認証・GAP（農業生産工程管理）の普及と、有機農業の拡大を進めます。また、地域ごとにその資源や強みを活かした特色ある生産と販売を展開します。

##### ③ 地域を支える中核的な担い手の確保

地域の中核となる担い手の確保に向け、農林大学校の機能の拡充、新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートの強化を図ります。

また、地域の農業者を巻き込んで新たな産地の核となる企業的経営体の誘致や、地域の農業を維持・発展させる集落営農の取組を促進します。

- ・ 原木需給のアンバランスを解消する新たな製材所の立地・誘致（新規）
- ・ 農林大学校の教育内容の充実と定員増加（拡充）

## (2) 林業の振興

森林経営の収益力を向上させ、林業就業者を安定的に確保・育成することで、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大を図ります。

### 【現状と課題】

島根県は、県土面積の78%を森林が占める森林率全国第4位の森林県です。中山間地域に雇用の場を創出し、県内で大きな付加価値を生み出す重要な産業の一つとして、また、県土を保全するという森林の機能を十分発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着と更なる拡大を図る必要があります。

一方、長年、木材価格が低迷を続けていることもあって一般的な森林経営は赤字となっており、循環型林業の定着・拡大には、森林経営の収益力を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めることが不可欠です。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保も大きな課題であり、林業事業体における就労環境等の改善も進めながら、将来の林業を支える担い手の確保と育成を強化する必要があります。

### 【取組の方向】

#### ① 森林経営の収益力向上

原木生産と再生林の徹底した低コスト化と、原木需給のアンバランスを解消する新たな製材工場の立地・誘致の促進などを通じた製材力の強化に取り組みます。

また、新たな森林管理システムを積極的に活用し、適切に経営管理されている森林を拡大します。

#### ② 林業就業者の確保

農林大学校の教育内容を充実するとともに、定員を増加します。

また、林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、新規就業者の育成に積極的に取り組むための環境整備を進めます。



### (3) 水産業の振興

安定的な資源管理の推進や新たなビジネスモデルの確立等により、企業的経営体の収益性向上による経営強化と、沿岸漁業の就業者確保・活力再生を図ります。

#### 【現状と課題】

島根県の沖合には、多種多様な魚介類が生息する隠岐諸島や広大な陸棚が広がり、黒潮から分かれた対馬暖流が北東に向かって流れ、好漁場を形成しています。

ここでは、まき網をはじめとする企業的漁業が生産の8割強を占めていますが、燃油価格の高騰や魚価の低迷により厳しい経営環境が続いたため、安定的な漁業経営に不可欠な漁船の更新が停滞しており、経営強化に向けた対策が必要です。

一方、沿岸で採介藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業的漁業ほど大きくありませんが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約6割が従事しています。

沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどで新規参入が敬遠されており、安定した就業者確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要です。

#### 【取組の方向】

##### ① 企業的漁業経営体の経営強化

的確な資源管理を図りつつ、生産性の向上につながる高性能漁船の導入、水産物の付加価値向上に向けた取組を推進します。

##### ② 沿岸漁業・漁村の活性化

新規就業者に対する研修を充実させるとともに、更なる技術のレベルアップや地域資源を活用したビジネス創出などの所得向上につながる取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

##### ③ 特色ある内水面漁業の展開

宍道湖に代表される全国有数の汽水域、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、販売力を強化します。

## (2) 持続可能な農山漁村の確立

農山漁村の有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進します。

### 【現状と課題】

農林水産業が基幹的な産業となっている農山漁村においては、地域の暮らしが維持されること自体が、県土の保全や水源の涵養、景観の保護など、農山農村の多面的機能の維持・発揮につながっています。

一方で、農山漁村では急速に人口減少が進み、農林水産業の担い手も大幅に不足するなど、将来に向かって暮らしを維持することが難しい地域が増えています。担い手を必要とする約3千の農業集落のうち、約1,100集落で担い手が不在という危機的な状況にあります。

そのため、地域ごとに、地域の農林水産業と暮らしが維持・発展できるビジョンをつくり、実現に向けた具体的な取組を進めていくことが急務となっています。

### 【取組の方向】

#### ① 集落における営農体制の早期確立

農林水産業をベースとした農山漁村における地域の暮らしが維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、集落営農体制の確立や経営基盤の強化など、地域の積極的な取組を促します。

#### ② 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害対策に意欲のある地域を集中的に支援することで、農作物被害の低減を図ります。また、狩猟の担い手を安定的に確保するとともに、市町村による主体的な捕獲体制づくりを進めます。捕獲した鳥獣のジビエ活用を拡大します。

### (3) 産業インフラの整備促進

農林水産業をはじめとした産業の振興に必要なインフラの整備・更新を加速することで、生産性・安全性の向上をはかり、県内産業の発展を支えます。

#### 【現状と課題】

産業インフラの整備は、あらゆる業種での生産量の拡大や、生産効率及び品質の向上を図り、地域産業を活性化させる基盤となるものであり、さらには生活環境の改善や防災力の向上などにも資するものです。

農林水産業については、若者にとって魅力のある生業となるよう、生産基盤の整備を進め、収益性や安全性を向上させることが必要です。

また、地域産業が持続的に発展していくためには、高速道路、空港・港湾などのインフラを整備することが必要です。

加えて、県外企業の新規立地や県内企業の再投資により、産業の高度化を進めていくためには、工業団地等の立地環境を整備することが必要です。

#### 【取組の方向】

##### ① 農林水産業・農山漁村のインフラづくり

農山漁村における基幹産業である農林水産業の生産性を向上させるため、収益性の向上に向けた農地の整備や、林業専用道等の森林内における路網の整備、漁港・漁場の整備などを進めます。また、安全・安心な県土づくりや暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、防災・減災対策を進めます。

##### ② 地域産業における立地環境の整備

産業の高度化の推進を図るため、企業の要望等を踏まえ、市町村と連携し、立地環境の整備に取り組みます。

## 浜田漁港 水産流通基盤整備事業について

農林水産部 漁港漁場整備課

## 1. 概要

浜田漁港は、島根県西部に位置する特定第3種漁港であり、西日本有数の漁業基地である。まき網漁業や沖合底曳網漁業を主とし、当該漁港で水揚げされたアジなどのブランド化（「どんちっち」）など、地域の基幹産業である水産業の活性化に向けた取り組みを実施している。

本事業は地域ブランドの更なる強化や、輸出を含めた販路拡大を図るため、高度衛生管理型の荷さばき所等の整備を行う。また、拠点漁港として、大規模地震・津波発生時にも被害を最小限に抑え、漁業活動の早期再開が可能となるよう岸壁の耐震化も実施する。

## 2. 事業内容

## (1) 岸壁の改良、耐震化（事業主体：島根県）

- 新設する荷さばき所前面の7号岸壁、及び4号岸壁の耐震化
- 漁船の大型化に対応するため、岸壁水深を0.5m深く改良  
(7号岸壁の水深 -6.0m ⇒ -6.5m、4号岸壁の水深 -5.0m ⇒ -5.5m)

## (2) 高度衛生管理型荷さばき所の整備（事業主体：浜田市）

- 7号荷さばき所（まき網用）を新設した後、既設の4号上屋を取り壊し、新たな荷さばき所（沖底用）を整備
- 閉鎖型荷さばき所とし鳥獣等の侵入、糞尿や塵埃など異物混入の防止
- 岸壁エプロン上の屋根かけによる魚体への日光の直射防止
- 人、車両の入場制限を行い、作業動線と作業スペースを確保

## 3. 整備スケジュール

施設名	整備内容	事業主体	計画数量	整備スケジュール							備考
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
① 7号岸壁 (-6.0m)	改良(増深化)耐震化	県	300m	←→	←→	←→					
② 4号岸壁 (-5.0m)	改良(増深化)耐震化	県	230m			←→		←→	←→		
③ 7号荷さばき所 (まき網用)	新設(高度衛生管理型)	浜田市	一式	←→	←→	←→	←→	⊙			◎R2年度初旬供用予定
④ 4号荷さばき所 (沖合底曳用)	新設(高度衛生管理型)	浜田市	一式				←→	(既設取壊) ←→	←→	←→	◎R4年度中旬供用予定

←→ 調査、設計      ←→ 工事

# 浜田漁港 水産流通基盤整備事業

令和元年9月6日  
島根県水産振興審議会

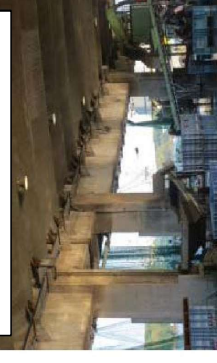


## 岸壁と荷さばき所の一体的整備 (4号荷さばき所)



### 現在の状況

鳥の荷さばき所への侵入



水産物・人・車の動線混在

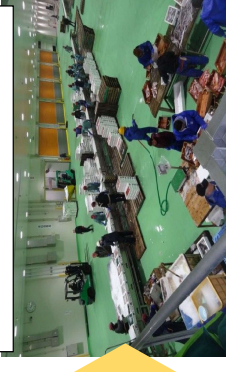


### 整備後 (イメージ)

閉鎖型荷さばき所



入場制限による作業スペース確保



7号岸壁  
施工状況



7号岸壁  
工事完了



7号荷捌き所  
施工状況



7号荷さばき所 完成イメージ

